

社会保険ひろしま

第905号

- 【ご案内】令和6年10月から短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大が行われます
- 【お願い】従業員の皆さまに「標準報酬月額」または「標準賞与額」をお知らせください
- 【注意事項】「社会保険適用促進手当」は報酬月額に含めないでください
- 年金日より
- 「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りします
- 呉年金事務所における協会けんぽテレビ電話相談サービスの終了について
- 令和6年度生活習慣病予防健診のご案内について
- 令和6年度特定健診のご案内について



職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和5年11月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		60,442	59,497
船舶所有者数		249	330
被保険者数	男性	508,387人	381,674人
	女性	318,351人	262,963人
	船員	2,951人	3,250人

日本年金機構からのお知らせ

ご案内

令和6年10月から短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大が行われます

令和6年10月から、被保険者数が51人以上の企業等（現在は被保険者数101人以上の企業等）で働く以下の要件にすべて該当する短時間労働者の方は、社会保険の加入が義務化されます。当該義務化の対象となる可能性がある事業所の事業主様には、お知らせの送付等により個別のご案内をさせていただきます。

<加入対象（短時間労働者）の要件>

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 週の所定労働時間が20時間以上 | <input type="checkbox"/> 2カ月を超える雇用の見込みがある |
| <input type="checkbox"/> 所定内賃金が月額8.8万円以上 | <input type="checkbox"/> 学生ではない |

○被保険者数が51人以上の企業等とは

厚生年金保険の被保険者（短時間労働者は含まない、共済組合員を含む）の総数（※）が、1年のうち6カ月以上51人以上となることが見込まれる企業等のことです。

※ 法人事業所の場合は、法人番号が同一であるすべての適用事業所の被保険者の総数、個人事業所の場合は、適用事業所単位の被保険者数となります。

○社会保険労務士等の専門家がサポートします！

日本年金機構では、短時間労働者の適用拡大の対象となる事業所が従業員の方に説明会を行う場合などに、社会保険労務士等の専門家を無料で派遣する「専門家活用支援事業」を実施しています。ご利用には申し込みが必要ですので、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

<専門家活用支援事業を活用できるケース>

- ・各種団体が実施する事業主（事務担当者）向けセミナーや説明会
- ・適用拡大に関するご相談や、自社の従業員に対する制度説明

令和6年10月からの短時間労働者の適用拡大の詳細は、裏面下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご覧ください。

お願い

従業員の皆さまに「標準報酬月額」または「標準賞与額」をお知らせください

日本年金機構では、事業主の皆さまから提出された「資格取得届」・「算定基礎届」・「月額変更届」等により被保険者（従業員）の「標準報酬月額」を、「賞与支払届」により「標準賞与額」を決定します。

決定した「標準報酬月額」「標準賞与額」は、「標準報酬月額決定（改定）通知書」等により、事業主の皆さまにお知らせしています。

標準報酬月額や標準賞与額は、毎月の保険料や将来受け取る年金額の計算の基礎となる重要な情報です。通知を受けた事業主の皆さまから被保険者（従業員）の方に必ずお知らせください。

また、給与から標準報酬月額にかかる保険料を、賞与から標準賞与額にかかる保険料を控除するときは、その控除額を被保険者（従業員）の方に必ずお知らせください。

注意事項

「社会保険適用促進手当」は報酬月額に含めないでください

事業主が、新たに社会保険の適用となった従業員（※）の手取り収入を減らさないよう、従業員に対して社会保険適用促進手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として最大2年間は社会保険料の算定対象から除外できます。

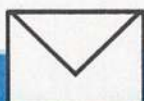
※ 同一事業所内で同じ条件で働く他の労働者にも同水準の手当を特例的に支給する場合は、社会保険適用促進手当に準じるものとして同様に取り扱います。

◆標準報酬月額・標準賞与額の算定に考慮しない要件等

- ① 対象者・・・標準報酬月額が10.4万円以下の方
- ② 報酬から除外する手当の上限額・・・被用者保険適用にともない新たに発生した本人負担分の保険料相当額
- ③ 期間の上限・・・最大2年間

社会保険適用促進手当は報酬月額に含めずに届出を作成

標準報酬月額 212100		被保険者資格取得届 70歳以上被用者該当届		2015年4月3日提出	
氏名	コナノ 厚年	姓	イロノ 一郎	生年月日	010525
性別	男	年齢	10	勤務先	051201
標準報酬月額	88,000	標準賞与額	0	勤務先	051201
社会保険適用促進手当	0	社会保険料相当額	88,000	勤務先	051201



年金だより

年金の相談・請求手続きはインターネット予約が便利です。

年金の相談・請求手続きは、インターネット予約をご利用いただきますと以下のメリットがあります。

- 毎日予約を受け付けているため、休日を気にせず予約できます。
- 予約日の前日に予約時間等のお知らせメールが届くので、予約を忘れることはありません。
- もし予定が入ってしまった場合も、インターネットからスムーズに変更やキャンセルができます。

→詳細はインターネット予約専用サイトからご確認ください。

インターネット予約専用サイトへのアクセス方法

■ 翌々営業日以降の予約ができます。



スマートフォン



https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/sp_soyo/RA01_SP/W_RA0101_SPSCR.do



パソコン

日本年金機構 予約相談 検索

https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/soyo/RA01/W_RA0101SCR.do

インターネット予約の受付時間

土日祝日を含め毎日

8:00 ~ 23:30

※ システムメンテナンスによる停止を行うことがあります。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



日本年金機構公式X (旧Twitter) @Nenkin_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご活用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>



協会けんぽ

広島支部からの お知らせ

2024年

1月

加入者の皆様へお知らせ
いただきますようお願いいたします

1月
下旬

「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りします

先発医薬品から「ジェネリック医薬品」に変更した場合のお薬代の軽減見込額を掲載した、「ジェネリック医薬品軽減額通知」をお送りします。

お知らせを
お送りする方

- ◆主に生活習慣病や慢性疾患等の先発医薬品を長期間服用されている方
- ◆ジェネリック医薬品への切り替えにより、お薬代が一定額以上軽減される方

※上記対象者以外の方で、先発医薬品を長期服用されている方へは、マイナポータルに関するご案内を差し上げます。
※加入者(被保険者)の方の住所へ送付します。 ※すべての加入者の方に通知されるものではありません。

? ジェネリック医薬品とは?

POINT
01

効き目や安全性が先発医薬品と同等と厚生労働省から認められています!



先発医薬品の有効成分を利用して開発しているため、先発医薬品よりも3~5割程度安くなる場合があります。

POINT
02

飲みやすくするための工夫が図られているものもあります!



製剤の小型化

剤形の変更

味の変更



ジェネリック医薬品希望シールを ご活用ください!

病院や薬局でジェネリック医薬品を希望することを伝えるには、「ジェネリック医薬品希望シール」が便利です。保険証やお薬手帳に貼付し、ご活用ください。シールをご希望の場合は、ホームページから申込書をダウンロードいただき、FAXでお送りください。

広島支部限定! /



申込書は
こちら



ジェネリックに変更した場合の軽減額がわかる!

お薬手帳アプリ

スマホでお薬手帳アプリをダウンロードするとジェネリック医薬品に切り替えた場合の軽減額がすぐに分かります。(軽減額の通知は協会けんぽ広島支部ご加入の方が対象です。)

アプリの詳細については
こちら



ヘルスケア手帳

CompassGE

呉年金事務所における 協会けんぽテレビ電話相談サービスの終了について

呉年金事務所内に設置している協会けんぽテレビ電話相談サービスを終了させていただきます。ご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

申請書はこちら

令和6年3月29日(金)営業終了(17:15)まで

※テレビ電話相談サービス終了に伴い、協会けんぽ各種申請書も撤去します。各種申請書や記入方法につきましては、協会ホームページに掲載しておりますので、ご利用ください。



令和6年度 生活習慣病予防健診のご案内について

ご本人

「生活習慣病予防健診」(一般健診)は、35歳~74歳のご本人(被保険者)様が対象のお得な健診です。また、健診の結果、**健康サポート(特定保健指導)**の対象となった場合は、**健診とセットで当日に受けることをおすすめします!**

令和6年度は定期健康診断をお得な生活習慣病予防健診に切り替えませんか?

お得ポイント① 健診費用の約7割を補助!

約2万円相当の健診について、約7割分を補助いたします!

自己負担 最高 **5,282円** 13,583円補助!

お得ポイント② がん検診もセットで受診可能!

定期健康診断の項目と合わせて胃・大腸がん検査も受診可能!40歳以上の偶数年齢の女性は乳・子宮頸がん検診を追加受診(別途費用)できます!



お得ポイント③ 定期健診として利用可能!

労働安全衛生法に基づく定期健診の項目をカバーしているため、定期健康診断として利用できます!通常の定期健康診断よりも**安価で、検査項目も豊富!**



お得ポイント④ 健康サポート(特定保健指導)が無料!

生活習慣の改善が必要と判断された場合は健康サポート(特定保健指導)が無料で受けられます。該当された方は**健診とセットで当日に健康サポートを受けましょう!**

さらに!

令和6年度から付加健診の対象者が拡大します!

付加健診は、生活習慣病予防健診(一般健診)に腹部超音波検査、眼底検査、肺機能検査など詳細な検査を追加した健診です。節目の年齢で受けることができ、**人間ドック並み**の検査内容です!ご対象の方はぜひ受診ください!

令和5年度までの対象年齢

40歳、50歳

令和6年度からの対象年齢(付加健診)

40歳、50歳 + **45歳、55歳、60歳、65歳、70歳**

追加!!

令和6年度 特定健診のご案内について

ご家族

40歳~74歳の被扶養者(ご家族)様を対象に「特定健診」の費用を補助しております。

特定健診のご案内を**4月初旬**にお送りいたします。

特定健診は便利でお得!

- 無料で受けられる健診機関が多数あります!(県内約80機関)
- 受診できる健診機関は県内約1,400機関!全国では約5万機関あります!
- 30~60分程で気軽に受診できます!




健診機関はこちらから

健診を受診する際に必要な受診券は被保険者様のご自宅にお送りいたします。**黄色い封筒が目印です!**



協会けんぽ広島支部からのお知らせ

(2024年1月号)

<発行>  **全国健康保険協会 広島支部**
協会けんぽ

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル

お問い合わせ
はこちら

電話番号 082-568-1011(代表)
平日のみ 8:30~17:15
※おかけ間違いにご注意ください



今月の TOPICS

令和4年度 インセンティブ実績
広島支部 **35位**

健診や特定保健指導、ジェネリック医薬品の使用割合などの指標のうち、47都道府県支部の中で成績が上位(15位以内)になるとインセンティブ(報奨金)が獲得でき、**健康保険料率の引き下げにつながります。**広島支部がインセンティブを獲得できるよう、引き続きご協力をお願いします。